

環 第 7 7 6 号

平成29年1月27日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県環境影響評価委員会
委員長 吉門 洋

市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価方法書
について（答申）

平成28年10月21日付け環第547号で諮問のあったことについては、
別添のとおり答申する。

【別紙】

市川市次期クリーンセンター建設事業に係る 環境影響評価方法書に対する意見（答申）

千葉県環境影響評価委員会は、市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価方法書について、周辺環境の状況及び当該事業の内容等を踏まえ、専門的な見地から慎重に検討を行った。

事業実施区域は、市川市南部の江戸川に面した地域にあり、交通量の多い首都高速湾岸線や一般国道357号の北側に位置している。周辺は、工場や倉庫が点在する地域であり、東側では、現在、東京外かく環状道路（外環道）や首都高速湾岸線と接続するジャンクションの建設工事が行われている。

また、当該区域近傍には、学校や福祉施設など、環境保全に配慮を必要とする施設がある。

本事業は、市川市内全域で発生する一般廃棄物の処理を行う市川市クリーンセンターの老朽化に伴い、現施設の南側敷地内に、新たにごみ焼却処理施設や不燃・粗大ごみ処理施設を整備する計画である。

市川市一般廃棄物処理基本計画の基本方針では、分別の徹底によるごみ焼却量の削減を掲げており、新たな施設は、現施設より処理能力を縮小する計画となっている。

その他、ごみの焼却過程で発生する熱エネルギーを回収し発電を行うとともに、場内及び隣接する余熱利用施設で活用することとしている。

これらの地域特性及び事業特性を踏まえ、適切に環境影響評価を実施するとともに当該事業による環境への負荷のより一層の回避及び低減を図るために、下記の事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

記

1 事業計画

- (1) 計画処理量及びごみ質については、廃棄物焼却等施設の処理能力等を決定する基礎となるものであることから、新たに一般廃棄物処理計画の策定等を行う場合には、事業計画の見直しを検討すること。
- (2) 工事及び施設の稼働に伴う排水について、処理工程及び処理前後の水質、水量の諸元を具体的に記載するとともに、稼働後における排水の濃度の更なる低減を検討すること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 全般事項

- ① 環境影響評価の実施に当たっては、各活動要素及び環境要素に係る影響について改めて検討した上で環境影響評価項目を適切に選定し、最新の知見を基に、調査、予測及び評価を定量的に行うとともに、具体的な環境保全措置の検討を行うこと。
- ② 本計画施設及び現施設の運転計画を明らかにするとともに、両施設を同時に稼働する場合には、必要に応じて予測及び評価を行うこと。

- ③ 現施設の稼働並びに外環道の工事及び供用に伴う影響を可能な限り定量的に把握するとともに、これらの影響を考慮の上、適切な予測及び評価を実施すること。

(2) 大気質

- ① 1炉又は2炉での稼働が見込まれ、その際の最大着地濃度が3炉稼働時と比較して大きいと想定される場合には、当該条件においても大気質の予測及び評価を行うこと。
- ② 長期平均濃度予測の将来バックグラウンド濃度については、現地調査結果と文献資料調査結果の相関分析を行うことなどにより妥当性の確認を行うこと。
- ③ 短期高濃度予測の大気安定度不安定時、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時及びダウンドロフト時の事象ごとに高濃度となる煙源条件を設定するとともに、その設定根拠を具体的に記載すること。

(3) 水質

- ① 工事の実施に伴う水質への影響に係る調査の手法について、調査期間を降雨時の2回とした設定根拠を明らかにするとともに、必要に応じて調査時期及び調査回数の見直しを行うこと。
- ② 施設の稼働による水質への影響に係る調査の手法について、調査地点である高谷川の流況等及び降雨の状況を考慮した上で適切に調査時期及び調査回数を設定すること。

(4) 水底の底質

排水地点での排水の滞留が懸念されることから、底質のダイオキシン類及び有害物質を調査し、必要に応じて環境影響評価項目に水底の底質を選定すること。

(5) 悪臭

施設の稼働による悪臭の影響に係る調査の手法について、施設の構造や施設の運用状況を考慮し、可能な限り悪臭の影響を受けやすい調査地点及び調査時期を設定すること。

(6) 土壤

事業実施区域の一部は、一般廃棄物の最終処分場として使用された場所であり、現在、埋設廃棄物は撤去されているが、ダイオキシン類等の汚染のおそれがあることから、工事の実施に伴う土壤の影響に係る調査の手法について、当該最終処分場の位置を明らかにした上で適切に調査地点及び調査項目を設定すること。

<参考> 審議経過

平成28年10月21日 諮問、審議

平成28年11月 7日 現地調査

平成28年11月18日 審議

平成29年 1月20日 答申案審議